

●●●●●●●● **故郷を・普通の生活を返せ! こどもの未来を奪うな!** ●●●●●●●●**群馬弁護士ニュース No40**

弁護士HP

原子力損害賠償群馬弁護士

検索

クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護士(団長) 鈴木克昌

【連絡先】〒371-0844

前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303

新前橋法律事務所内

[TEL] 027-251-7871 [FAX] 027-251-7989

7月9日(木)**東京高裁101号法廷
午後1時30分開廷****口頭弁論期日を開催して「結審」****新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数・時間を縮小して実施**

東京高裁

《当日の法廷について》

- 「3密」をさけるため、当事者、代理人数を絞り込み、マスクを着用。
- 傍聴席は3分の1に。記者席、原告席などを確保すると、一般傍聴は26席分。
- 傍聴券は発行されるが、発行場所に大勢が集中しないように配慮。
- 時間を短縮するために、意見陳述は原告15分、国15分。

※7月9日当日は、期日終了後の報告集会は行いません。日をあらためて、報告の機会をもうけます。

原子力損害賠償請求群馬訴訟は、4月21日の口頭弁論期日で結審が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて延期となり、その後も、全国に「緊急事態宣言」が出され、「営業の自粛」や「県境を超えての移動を控える」事が求められ、緊迫した状態が続きました。

その後、5月25日、「緊急事態宣言」は解除され、延期後の期日として7月9日が候補日となりましたが、感染の拡大は収まらず、再流行の兆しも出始め、東京では「東京アラート」も発動され、このため、再度の期日延期も検討される事態となっていました。

しかし、いつまでも結審を延期し、権利救済を先送りには問題ですので、裁判所に打診し、6月11日に原告、国、東電の代理人と裁判所の4者で協議し、表題のとおり、人数を縮小し、時間を短縮して、7月9日に開催することとなりました。

**7月9日の口頭弁論は、規模を縮小しますが、結審まで進め、
国と東電の責任と希望を持てる賠償を訴えます**

(群馬弁護士・団長) 鈴木 克昌 弁護士



原子力損害賠償請求群馬訴訟の控訴審での審理が始まって3年が経過しました。

平成29年3月17日に言い渡された一審前橋地裁判決は、全国の集団訴訟で初めて国の責任を正面から認めました。これに対して、控訴審で、国は陣容を拡大して、津波は予見できなかった、回避できなかったなどと、巻き返しにかかってきました。東電も、損害を小さく見せようとしたり、すでに十分な賠償をしたなどと反論をしてきました。

これに対して、私たちは、国の責任をさらに明確にするとともに、事故による被害の実態を重ねて示し、また、一審に引き続いて、控訴審の裁判官にも、福島県内の被害地域を直接見てもらいました。

結審を間近に控えた段階で、新型コロナウイルスによる感染拡

大や緊急事態宣言を受けて、4月に予定されていた口頭弁論期日が延期となってしまいましたが、このたび、7月9日(木)午後1時30分の口頭弁論期日を、出席人数や時間を縮小して、開催し、結審とすることとなりました。判決期日は当日裁判所から指定されるか、「追って指定」として未定の可能性もあります。

弁護士としては、原告、代理人に出席の機会を保障し、また、原告の皆様の思いを伝えるために十分な時間を確保する必要があると考えていましたが、現時点で口頭弁論を開催するためには、縮小措置は止むを得ないものと判断して、これを受け入れることとしました。

この結果、7月9日(木)午後1時30分からの口頭弁論期日は、原告さんの出席は条件が許す方のみをお願いし、弁護団の人数も10名以内に限定して臨むこととしました。

規模が縮小され時間も短縮となりますが、原告の皆さんの思いは裁判所にしっかりと伝え、希望のもてる賠償を実現するよう求めていきます。

**千葉訴訟・第2陣控訴審
／第1回口頭弁論にも注目を!**

■7月10日(金) 午後2時開廷

■傍聴者の人数制限がありますので、傍聴希望者は右記に連絡願います。岸本氏:090-1117-1246

第10回口頭弁論は「結審」となります。この裁判で原告が提出する準備書面の内容について、大南 至弁護士から報告します。当初、4月21日「結審」の予定でいましたので、裁判所からは3月中に全ての書面の提出を終える様に指示されており期限厳守で提出しました。また、支援の方から寄せられた質問についてお答えします。

「結審」で提出する書面について

(群馬弁護士会) 大南 至 弁護士



■第30準備書面

「2002年8月保安院対応」と耐震バックチェックにおける事業者の混乱

(原告らの第25準備書面の補足)

→(説明)平成19年11月19日の日本原電との情報連絡会、平成20年3月5日と同年7月23日の津波バックチェックに関する打ち合わせ議事録を元に、国の主張が誤りであることを指摘しました。

■第31準備書面

下山憲治法律意見書(甲A370号証)に基づく主張

／原子力安全規則において『事前警戒・予備』の観点から最新の科学・技術水準に即応した規制が求められ、典型的な警察規制のように『切迫性』は要件とされないこと

→(説明)一橋大学大学院法学研究科の下山憲治教授の意見書に基づき、国が規制権限を行使しなかったことについてどのように違法性を判断すべきかなどについて主張しました。

■第32準備書面

東電の弁済の抗弁に対する認否

→(説明)東電が平成28年9月以降に弁済した部分がある旨の主張をしている原告について、原告としての認否を行いました。



■控訴審第1回口頭弁論の報告集会(18.3.8)

■第33準備書面

東電・第16準備書面(弁済の抗弁)への反論

→(説明)東電の弁済の抗弁の主張について、「時機に後れた攻撃防御方法」であり却下されるべきであると反論しました。

■第34準備書面

高橋・小池意見書について

／東電・第13準備書面及び国・第13準備書面への反論

→(説明)高橋・小池意見書は、避難者の被害を明らかにするものであって、高橋・小池意見書は客観性がないなどという国や東電の反論は不適切であることを主張しました。

■第35準備書面

現地進行協議を踏まえた被害の実態に関する主張

→(説明)令和2年2月7日に実施された現地進行協議における視察の結果を踏まえ、原告が受けた喪失感、精神的苦痛がいかに大きなものであることを主張しました。

■第36準備書面

東電・第12準備書面の4項に対する反論

／中間指針は裁判所のパンクを防止するために策定されたのか?

→(説明)中間指針は、被害者の早期救済と、東電を延命するための制度だったのであり、裁判所のパンクなど全く想定に入れていない制度であったことを主張しました。

■第37準備書面

東京地裁刑事無罪判決における2002年「長期評価」の信頼性の評価手法の根本的な誤りについて

→(説明)東電経営陣を被告人とした刑事事件判決にける「長期評価」の信頼性評価の手法に誤りがあり、「長期評価」の信頼性を疑うべき事情は存在しなかったことを主張しました。

■第38準備書面

「長期評価」に関する名古屋地裁判決、山形地裁判決、刑事事件判決の誤り

→(説明)国の責任を否定した名古屋地裁判決及び山形地裁判決や、東電経営陣の過失を否定した刑事事件判決の誤りを指摘しました。

■第39準備書面

2002年「長期評価」の客観的及び合理的根拠が本控訴審での攻防を通じて明らかになったこと

→(説明)2002年「長期評価」の津波地震の想定には原子力安全規制を基礎づけるだけの地震学上の客観的かつ合理的根拠が認められることについて、まとめの主張を行いました。



■前回第9回口頭弁論の報告集会(20.2.4)

【ここが聞きたい】「地震調査研究推進本部」と「長期評価」について

福島第一原発事故の裁判において、国・東電が地震と津波を予測できたのか、対策を取っていれば事故を回避できたのか(予見可能性、結果回避可能性)が重要な争点になっています。ここでのポイントは、2002年(H14)7月に「地震調査研究推進本部」(地震本部)が発表した「長期評価」です。この中で、「M8クラスの津波地震が今後30年以内に20%程度の確率で発生する」と予測していました。

刑事裁判の中で、東電内部ではこの「長期評価」の発表を受けて対策を検討していましたが、東電トップの判断で中断したことが東電当事者の証言で明らかになっています。

当時、地震本部で長期評価部会の部会長を務めていた地震学者の島崎邦彦氏は「救われたはずの命が救われなかった。こんなことが二度と起こらないようにしなければならぬ」との決意で、刑事・民事の裁判で証言しています。

■地震調査研究推進本部とは(文科省HPより)

阪神・淡路大震災(1995年1月17日)を契機として、我が国の地震調査研究を一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、政府の特別な機関として、地震調査研究推進本部が設置されました。(同年7月)

これまでに、主要活断層帯で発生する地震や海溝型地震の長期的な発生可能性(場所、規模、発生確率等)の評価や強震動予測(特定の地震が起きたときの揺れの強さの予測)、それらを統合した全国地震動予測地図の作成等を実施するとともに、世界に類を見ない陸域の高密度かつ均質な地震観測網の整備や緊急地震速報の技術開発等を推進して来ました。

■「長期評価」とは

地震本部が、主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測したものを「地震発生可能性の長期評価」(長期評価)と呼んでいます。

最近では、南海トラフ地震による津波発生などの「長期評価」を発表しています。